

## (1) 岡山大学法学部規程

〔平成16年4月1日  
岡大法規程第1号〕

### (趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）に基づき、岡山大学法学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定める。

### (本学部の目的)

**第2条** 本学部は、管理学則第10条の規定に基づき、法学を教授研究することを目的とする。

### (自己評価等)

**第3条** 本学部は、前条の目的を達成するため、管理学則第11条の定めるところにより、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。
- 3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学法学部自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。
- 4 自己評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

### (教育研究等の状況の公表)

**第4条** 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

### (組織的研修等)

**第5条** 本学部は、学部の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

### (副学部長)

**第6条** 本学部に副学部長を置く。

- 2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

### (コース)

**第7条** 本学部法学科に、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

### (修業年限)

**第8条** 本学部の修業年限は4年とする。

- 2 夜間主コースの学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、教授会で審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 3 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

### (最長在学年限)

**第9条** 本学部学生の在学期間は、8年を超えることができない。

### (教育課程)

**第10条** 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

### (授業の方法)

**第11条** 本学部の授業は、講義、演習及び実習により行う。

- 2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

#### (単位の計算方法)

**第12条** 各授業科目的単位の計算方法は、次の基準による。

- 一 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

#### (成績評価基準)

**第13条** 本学部の開講する授業科目については、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を定め、公表する。

#### (教養教育科目)

**第14条** 教養教育科目は、ガイダンス科目、主題科目、個別科目及び外国語科目に区分する。

- 2 教養教育科目的授業科目及びその単位数は、昼間コースにあっては、別表第1に掲げるとおりとし、夜間主コースにあっては、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表第1及び別表第4に掲げる授業科目以外の授業科目を開講することがある。

#### (専門教育科目)

**第15条** 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

- 2 専門教育科目的授業科目及びその単位数は、昼間コースにあっては、別表第2に掲げるとおりとし、夜間主コースにあっては、別表第5に掲げるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表第2及び別表第5に掲げる授業科目以外の授業科目を開講することがある。

#### (開講科目の公示)

**第16条** 各年度において開講する教養教育科目及び専門教育科目的授業科目、単位数、配当年次、時間数及び担当教員は、学年の初めに公示する。ただし、学年の初めに公示していない授業科目を開講する場合には、当該授業科目についてその都度公示する。

#### (履修の届出)

**第17条** 学生は、前期及び後期の初めに履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学年の初めに公示していない授業科目を開講する場合、当該授業科目を履修しようとする者は、別に定める期日までにその旨を学部長に届け出なければならない。
- 3 学生は、他の学部の開講科目を当該学部の定めるところにより、履修することができる。
- 4 他の学部の開講科目を履修しようとするときは、学部長を経て当該学部長の許可を受けるものとする。

#### (履修登録科目の上限設定等)

**第18条** 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定める。

- 2 前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 履修科目の上限設定等については、別に定め、公表する。

#### (他学部学生の履修)

**第19条** 他の学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部長を経て、学部長の許可を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他学部の学生（経済学部夜間主コースの学生を除く。）は、本学部夜間主コースに開設する教養教育科目及び専門教育科目を履修することができない。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目的履修等)

**第20条** 学生が、他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。以下この条において同じ。）の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により、学部長に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、当該大学又は短期大学との協議が成立したものについて許可するものとする。
- 3 第1項の規定により学生が他の大学又は短期大学において修得した単位については、教授会の議を経て、本学部における授業科目的履修により修得したものとみなし、60単位を超えない範囲で単位を認定する

ことがある。

- 4 前3項の規定は、本学部の学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第21条** 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修については、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

- 2 前項の規定により認定する単位数は、前条第3項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第22条** 学生が本学部に入学する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、別に定めるところにより、教授会の議を経て、本学部に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなす単位を認定することがある。

- 2 学生が本学部に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修については、教授会の議を経て、本学部に入学した後の授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

- 3 前2項の規定により認定する単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学部において修得した単位以外のものについては、第20条第3項及び前条第1項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 第1項及び第2項の単位の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

(教育職員免許状)

**第23条** 次の表に掲げる教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

教育職員免許状の種類	免許 教科
高等学校教諭1種免許状	地理歴史・公民

(履修資格)

**第24条** 昼間コースの学生は、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修できない。

- 2 前項に定めるもののほか、昼間コース及び夜間主コースの学生は、最終年次には専門教育科目を2単位以上修得しなければならない。

(卒業資格単位数)

**第25条** 本学部昼間コースを卒業するためには、別表第3に定めるところにより、教養教育科目の単位を36単位以上及び専門教育科目の単位を88単位以上修得しなければならない。

- 2 夜間主コースを卒業するためには、別表第6に定めるところにより、教養教育科目の単位を36単位以

上及び専門教育科目的単位を88単位以上修得しなければならない。

- 3 昼間コースの学生は、経済学部の専門科目（演習を除く。）及び文学部の専門科目（他学部学生の履修可とされた科目に限る。）を、合計20単位を超えない範囲で、第1項の専門教育科目的うちの専門科目的単位として修得することができる。
- 4 夜間主コースの学生は、本学部昼間コースに開設する専門教育科目（演習を除く。）及び経済学部昼間コースに開設する専門科目（演習を除く。）の授業科目を30単位を超えない範囲で、第2項の専門教育科目的単位として修得することができる。ただし、経済学部の授業科目は10単位を超えない範囲とする。
- 5 夜間主コースの学生は、経済学部夜間主コースに開設する専門科目（演習を除く。）の授業科目を20単位を超えない範囲で、第2項の専門教育科目的うちの専門科目的単位として修得することができる。

（早期卒業）

**第26条** 昼間コースにあっては、本学部に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の3に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、卒業を認定することができる。

- 2 早期卒業の認定基準は、別に定め、公表する。

（単位修得試験等）

**第27条** 単位修得の認定は、第13条の成績評価基準に照らし、定期試験、レポート等により行う。

- 2 前項の試験は、報告書、論文その他をもって代えることができる。
- 3 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者には、追試験を行うことがある。
- 4 試験に際して不正行為をした者は、学則第58条第1項の規定による懲戒処分のほか、その期に実施する試験のうち、その時間以後の試験の受験資格を失う。
- 5 成績の評価は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、必要と認める場合は、優、良及び可の評価に代えて、修了又は認定とすることができる。

（転学）

**第28条** 他の大学に転学を志願しようとする者は、学部長の許可を受けた上、転学の手続きをしなければならない。

（学士入学、転学、編入学、転学部、再入学）

**第29条** 学則第26条、第27条、第28条、第29条及び第37条の規定により、学士入学、転学、編入学、転学部又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て許可することができる。  
（転コース）

**第30条** 昼間コース及び夜間主コース間の転コースは、認めないものとする。

（在学期間の通算等）

**第31条** 学士入学、転学、編入学、転学部又は再入学をした者の既修得単位と在学期間の認定は、教授会において行う。

- 2 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算については、別に定める。

（科目等履修生）

**第32条** 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

（特別聴講学生）

**第33条** 他の大学の学生で、本学部の授業科目について聴講を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て許可することがある。

- 2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

（研究生）

**第34条** 本学の学生以外の者で、特定の事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、教授会

の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 4年制の大学を卒業した者

二 前号と同等以上の学力があると認められた者

3 研究生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

**第35条** 公の機関からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の取扱いについては、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学法学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大法規程第1号）により廃止された岡山大学法学部規程（平成7年岡山大学法学部規程第1号）の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 改正後の規程にかかわらず、平成15年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成16年度及び平成17年度入学者については、改正前の別表第1、別表第3、別表第4及び別表第6（備考3の規定を除く。）に係る規定は、改正後の当該各表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の規程にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1（第14条関係）

## 昼間コースの教養教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目	単 位
教養科目	ガイダンス科目		
	主題科目	学問の世界	
		人間と社会	
		健やかに生きる	
		自然と技術	
	個別科目	人文・社会科学	
		自然科学	
		生命・保健科学	
		情報科学	授業科目及びその単位については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。
	外国語科目	英語	
育科科目		ドイツ語	
		フランス語	
		中国語	
		韓国語	
		ロシア語	
		スペイン語	
		イタリア語	
		日本語	

別表第2（第15条関係）

## 昼間コースの専門教科目

### (1) 專門基礎科目

## (2) 専門科目

法と正義	2
法哲学	2
法文化史 I	2
法文化史 II	2
法社会学概論 I	2
法社会学概論 II	2
アジアと法 I	2
アジアと法 II	2
行政学	2
行政学特殊講義	2
政治社会学	2
日本政治史	2
日本政治論	2
現代政治分析 II	2
国際政治論	2
国際政治論特殊講義	2
西洋政治思想史	2
西洋政治思想史特殊講義	2
比較政治 I	2
比較政治 II	2
西洋政治史	2
西洋政治史特殊講義	2
公共政策論	2
外国書講読	2
市民法演習 I	4
行政法演習 I	4
民事訴訟演習 I	4
企業法演習 I	4
刑事法演習 I	4
労働法演習 I	4
外国法演習 I	4
現代法演習 I	4
憲法演習 I	4
国際関係法演習 I	4
現代政治論演習 I	4
国際政治論演習 I	4
欧米政治事情演習 I	4
市民法演習 II	4
行政法演習 II	4
民事訴訟演習 II	4
企業法演習 II	4
刑事法演習 II	4
労働法演習 II	4
外国法演習 II	4
現代法演習 II	4
憲法演習 II	4
国際関係法演習 II	4
現代政治論演習 II	4
国際政治論演習 II	4
欧米政治事情演習 II	4
就業体験実習	2

別表第3（第25条関係）

## 昼間コースの卒業資格単位数

科 目 区 分	卒業資格単位数
ガイダンス科目	
主 題 科 目	学問の世界 人間と社会 健やかに生きる 自然と技術
教 養 教 育 科 目	4つの主題グループ のうちから3つ以上 を選択し、それぞれ 1授業科目2単位以 上、合計6単位選択 必修
個 別 科 目	人文・社会科学 自然科学 生命・保健科学 情報科学
外 国 語 科 目	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語 日本語
	36単位選択
	8単位選択必修
	36単位
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目 講 義
	講 義
	演 習
	実 習
	経済学部開設の専門科目 (演習を除く。) 及び文学部開設の 専門科目 (他学部学生の履修可とされた科 目に限る。)
	88単位
	88単位
卒 業 資 格 単 位 数 の 合 計	124単位

## 備 考

- 1 ガイダンス科目（法政基礎演習）、個別科目（情報科学）及び個別科目（生命・保健科学「スポーツ実習」）は、各2単位までを卒業資格単位として認める。
- 2 外国語科目については、8単位選択必修とするが、16単位までを卒業資格単位として認める。  
なお、日本語は、外国人留学生用の科目である。
- 3 経済学部の専門科目（演習を除く。）及び文学部の専門科目（他学部学生の履修可とされた科目に限る。）は、合計20単位を超えない範囲で卒業資格単位として認める。
- 4 演習は、12単位までを専門科目の単位として認める。
- 5 教育職員免許状取得希望者が、教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合、他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが、卒業資格単位としては認めない。

別表第4（第14条関係）

## 夜間主コースの教養教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目	单 位
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目		
	主 题	学問の世界	
	科 目	人間と社会	
	個 别	健やかに生きる	
	科 目	自然と技術	
	個 别	人文・社会科学	授業科目及びその単位については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。
	科 目	自然科学	
	科 目	生命・保健科学	
	科 目	情報科学	
	外 国 語 科 目	英語	
		ドイツ語	
		フランス語	
		中国語	

別表第5（第15条関係）

## 夜間主コースの専門教育科目

### (1) 專門基礎科目

科 目 区 分	授 業 科 目	单 位
専門教育科目	専門基礎科目 市民生活と法 憲法 I 現代社会と政治	2 2 2

## (2) 専門科目

科 目 区 分	授 業 科 目	单 位
	比較憲法	2
	憲法Ⅱ A	2
	憲法Ⅱ B	2
	市民と行政 I	2
	市民と行政 II	2
	行政法概説 I	2
	行政法概説 II	2
	地方自治と法	2
	税財政と法	2
	情報政策と法	2
	情報社会と法	2
	家族生活と法 I	2
	家族生活と法 II	2
	財産と法 I	4

専門教育科目	専 門 科 目	財産と法Ⅱ	2
		財産と法Ⅲ	2
		財産と法Ⅳ	4
		不動産関係法	2
		財産管理と法	2
		民事紛争処理法	4
		権利救済法	4
		企業法総論	2
		企業組織の法Ⅰ	2
		企業組織の法Ⅱ	2
		企業取引の法	2
		犯罪と法Ⅰ	2
		犯罪と法Ⅱ	2
		刑法概説Ⅰ	2
		刑法概説Ⅱ	2
		犯罪と手続Ⅰ	2
		犯罪と手続Ⅱ	2
		刑事政策Ⅰ	2
		刑事政策Ⅱ	2
		労働と法	2
		雇用と法	2
		国際社会と法Ⅰ	2
		国際社会と法Ⅱ	2
		国際社会と法Ⅲ	2
		国際社会と法Ⅳ	2
		国際機構と法Ⅰ	2
		国際機構と法Ⅱ	2
		国際取引と法	2
		国際私法	2
		社会保障法Ⅰ	2
		社会保障法Ⅱ	2
		法と正義	2
		法哲学	2
		法文化史Ⅰ	2
		法文化史Ⅱ	2
		法社会学概論Ⅰ	2
		法社会学概論Ⅱ	2
		アジアと法Ⅰ	2
		アジアと法Ⅱ	2
		行政学	2
		行政学特殊講義	2
		政治学	2
		政治社会学	2
		日本政治史	2
		日本政治論	2
		現代政治分析Ⅰ	2
		現代政治分析Ⅱ	2
		国際政治論	2
		国際政治論特殊講義	2
		西洋政治思想史	2
		西洋政治思想史特殊講義	2
		比較政治Ⅰ	2
		比較政治Ⅱ	2
		西洋政治史	2
		西洋政治史特殊講義	2
		アジア政治思想史	2
		アジア政治思想史特殊講義	2
		外国書講読	2
		公法演習Ⅰ	4
		政治学演習Ⅰ	4
		公法演習Ⅱ	4
		政治学演習Ⅱ	4

別表第6（第25条関係）

## 夜間主コースの卒業資格単位数

科 目 区 分		卒業資格単位数
教養教育科目	ガイダンス科目	
	主題科目	学問の世界 人間と社会 健やかに生きる 自然と技術
		4つの主題グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、合計4単位選択必修
	個別科目	人文・社会科学 自然科学 生命・保健科学 情報科学
		36単位選択
	外国語科目	英語 ドイツ語 フランス語 中国語
計		8単位選択必修
		36単位
専門教育科目	専門基礎科目	講 義 本学部昼間コース開設の専門基礎科目
	専門科目	講 義 演 習 本学部昼間コース及び経済学部昼間コース開設の専門科目（演習を除く。） 経済学部夜間主コース開設の専門科目（演習を除く。）
		88単位
		88単位
卒業資格単位数の合計		124単位

## 備考

- 1 ガイダンス科目（法政基礎演習），個別科目（情報科学）及び個別科目（生命・保健科学「スポーツ実習」）は，各2単位までを卒業資格単位として認める。
- 2 外国語科目については，8単位選択必修とするが，16単位までを卒業資格単位として認める。
- 3 専門教育科目のうち，昼間コースに開設する専門科目（演習を除く法学部及び経済学部の講義）及び専門基礎科目（法学部の講義のみ）は，30単位までを卒業資格単位として認める。ただし，経済学部の講義は10単位を限度とする。
- 4 専門科目のうち，経済学部夜間主コース開設の専門科目（演習を除く。）は，20単位までを卒業資格単位として認める。（経済学部夜間主コース開設の専門基礎科目を履修し単位を修得した場合は，教養教育科目として取り扱われる。）
- 5 演習は，12単位までを専門科目の単位として認める。
- 6 教育職員免許状取得希望者が，文学部開講の教科に関する科目ならびに教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合，他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが，卒業資格単位としては認めない。

## (2) 岡山大学法学部特別聴講学生取扱細則

### (趣旨)

**第1条** この細則は、岡山大学法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第33条第2項の規定に基づき、岡山大学法学部特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (聴講単位)

**第2条** 特別聴講学生が聴講できる単位数は、原則として60単位以内とする。

### (受入時期)

**第3条** 特別聴講学生の受入時期は、各学期の始めとする。

### (出願手続)

**第4条** 特別聴講学生を志願する者は、現に在学する大学（以下「在学大学」という。）を経由して、所定の様式による願書を提出しなければならない。

2 前項の願書には、次の書類を添えなければならない。

- 一 身上調書（所定様式）
- 二 写真
- 三 その他特に指示するもの

### (出願期日)

**第5条** 前条の出願期日は、履修を希望する学期の始まる1か月前までとする。ただし、外国の大学の学生については、4か月前までとする。

### (選考)

**第6条** 特別聴講学生の選考は、聴講科目担当教員の承諾を得た者について、教授会の議を経て行う。

### (受入許可の通知)

**第7条** 特別聴講学生の受入れを許可したときは、在学大学を経由して、当該学生に通知する。

### (成績評価)

**第8条** 特別聴講学生が履修した聴講科目については、本学部の成績評価基準に基づき、成績の評価を行う。

### (成績通知)

**第9条** 前条に規定する成績評価の後、速やかに在学大学に成績を通知する。

### (除籍)

**第10条** 特別聴講学生が本学の規則に違背し、若しくは秩序をみだし、学生の本分に反する行為があったとき又はこの制度の主旨に反する行為があったときは、在学大学と協議の上、特別聴講学生としての籍を除くことがある。

### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

### (3) 岡山大学校友会夜間主（第二部）分局会則

## 第1章 総 則

**第1条** 本分局は岡山大学校友会夜間主(第二部)分局という。

**第2条** 本分局は、自主自律の精神に基づき文化及び体育の向上に努め、岡山大学の創造的発展に寄与することを目的とする。

**第3条** 本分局は、次に掲げる会員をもって構成する。

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1. 正 会 員   | 夜間主コース学生、第二部学生、参加を希望する昼間部の学生 |
| 2. 特 別 会 員 | 岡山大学教員、その他有志教職員              |
| 3. 名 誉 会 員 | 合同委員会において、推薦された者             |

## 第2章 事 業

**第4条** 本分局は、第2条の目的を達成するため、文化、体育の各部を設けて事業を行う。

**第5条** 各部は5名以上の正会員で結成し、総会の議を経なければならない。

## 第3章 役 員

**第6条** 本分局に総務部を置き総務委員5名は正会員中より選出される。総務委員は総務委員会（以下、委員会といふ。）を構成し、委員長1名、副委員長1名を互選する。ただし、委員長及び副委員長1名は、岡山大学校友会分局委員長及び副委員長を兼ねる。

**第7条** 幹事は部員により1名互選され部を代表する。ただし、総務委員と幹事を兼ねることはできない。

## 第4章 会 議

**第8条** 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

**第9条** 委員会は委員の5分の3以上の委員出席で成立し、その過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長は双方の意見の調整に務め、なおかつ議決がなされなければ、議長がこれを決する。

ただし、特に緊急を要する場合においては、この限りではない。

**第10条** 幹事会は、委員会委員と各部幹事で構成し、その3分の2以上の出席と過半数の賛成をもって議決する。

**第11条** 幹事会は委員会が必要と認めたとき及び幹事の5分の1以上の要求があったとき委員長がこれを招集する。

**第12条** 幹事会は次の事項を協議決定する。

1. 文化関係部会、体育関係部会等の総合的な重要事項
2. 必要欠くことのできない予算外の支出（総会の承認を必要とする。）
3. 1に関する予算案

**第13条** 総会は正会員で構成する。

**第14条** 委員長は定期及び臨時の総会を招集する。ただし、定期総会は年度始めに開かねばならない。

**第15条** 定期総会は次の事項を議決する。

1. 各部の紹介並びに承認
2. 前年度決算
3. 本年度予算
4. 前年度事業報告
5. 本年度事業予定報告

**第16条** 第15条以外の重要事項については、そのつど臨時に総会を招集し、議決する。

**第17条** 正会員の10分の1以上の要求があった場合には、委員長は臨時総会を招集しなければならない。

**第18条** 定期及び臨時総会は正会員の6分の1以上の出席で成立する。ただし、成立数の2分の1未満までは委任状を認める。議決は出席した正会員の過半数による。

**第19条** 定期並びに臨時の総会の決定事項と委員会の決定事項とは、会員に通知しなければならない。

前記の事項は、学内の掲示をもってこれに代えることができる。

## 第5章 会計

**第20条** 本分局の経費は、校友会費、寄付金及びその他をもってこれに充てる。

**第21条** 正会員の内、夜間主コース学生は18,000円を入学時に納めなければならない。ただし、当該学生が4年を超過して在学する場合は、超過する各年度に4,500円を納めなければならない。なお、休学期間及び長期履修による標準修業年限を超えた期間は、超過期間に含めない。

2 夜間主コースへの編入学、その他の場合は、4,500円に予定在籍年数を掛けたものを納めなければならない。

3 正会員の内、第二部学生が5年を超過して在学する場合は、超過する各年度に2,500円を納めなければならない。なお、休学期間は、超過期間に含めない。

4 第二部への編入学、その他の場合は、2,500円に予定在学年数を掛けたものを納めなければならない。

**第22条** 本分局の経理に関しては、会計監査委員の監査に応じなければならない。

**第23条** 会計監査委員は、正会員中から2名以上公募するものとする。ただし、総務委員及び各部幹事は、会計監査委員を兼ねることはできない。

**第24条** 会計監査委員は、会計監査の結果を次期定期総会で報告しなければならない。

## 第6章 選出

**第25条** 選挙管理委員は、年度当初、総務委員会の公募により、正会員中より5名以上をもって構成され、委員の中から委員長を互選する。ただし、総務委員及び総務委員立候補者は、選挙管理委員を兼ねることはできない。

**第26条** 選挙管理委員は、第27条に基づいて、選挙に関する一切の業務を行なう。

**第27条** 選挙に関する規定は次のとおりとする。

1. (選挙期日) 選挙管理委員会設立後の1週間を立候補受付期間とし、翌1週間を運動期間とする。その後4日間（土・日曜、祝日及び休校日は含まない。）を投票日とする。なお、立候補時点から選挙運動はできる。
2. (投票) 投票方法については、その年度の選挙管理委員に一任する。

3. (当選人) 正会員総数の過半数の投票により、立候補者6名以上のときは上位5名を当選とし、立候補者5名以下で信任不信任によるときは、有効投票の過半数をもって当選とする。
4. (補充選挙) 前記の選挙により、なおかつ5名の定員に満たないときは、前記の方法に準じて補充選挙を行なうものとする。
5. 選挙に関する業務はすべて選挙人に、掲示、ビラ等によって通知しなければならない。

**第28条** 選挙管理委員会は、総務委員が5名の定員に達したときをもって解散とする。ただし、選挙管理委員会設立後、60日以内に総務委員5名が決定しない場合は、選挙管理委員会を解散する。それに伴い、第25条に基づいて、新たに選挙管理委員会を設けて再度その業務にあたることとする。

## 第7章 細則

**第29条** この会則の第4章及び第6章における正会員数は、休学者を含まない正会員数とみなすものとする。

**第30条** 本会則に規定のない事項については岡山大学校友会会則に準ずるものとする。

**第31条** 本会則の運営並びに解釈に疑義がある場合は、委員会において審議決定するものとする。

## 第8章 会則の改正

**第32条** 本分局会則の改正は、臨時総会の議を経なければならない。

## 第9章 会則の有効期間

**第33条** この会則は、各学年に在籍者があるまで有効とする。

## 附 則

この会則は、平成15年11月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。